

入札手続等の改善に関する意見（第二次）

- 1 完成品の適切な評価について
- 2 指名基準の事業別基準の見直しについて
- 3 工事の種類や規模などを勘案した指名選考の実施について
- 4 共同企業体の運用基準の見直しについて
- 5 指名基準における受注意欲の把握について
- 6 指名選考委員会における相互立会の廃止について
- 7 入札契約総合管理システムの活用について

平成13年3月1日

入札等監理委員会

入札手続等に関し、次の事項について具体的な方策を講じるよう意見の申し出をいたします。

記

1 完成品の適切な評価について

完成品の評価手法の見直しにあたっては、評価に係るコストを極力抑制し、工事施行成績をより客観的に評価できるよう検討を行い、技術に優れた事業者を指名選考に反映するとともに、不適格業者を排除することに役立てること。

2 指名基準の事業別基準の見直しについて

指名競争入札においては、予定価格に対応する等級に格付けされた者の中から選定するという原則等級による指名が基本であるが、例外を定めている事業別基準の見直しにあたっては、安易に上位等級者を指名することのないよう、より具体で明確な基準を設定すること。

3 工事の種類や規模などを勘案した指名選考の実施について

指名競争入札を実施する場合においては、工事の種類や規模に対応した地域の事業者の実態を把握し、良質な工事の確保や経済性、工事管理・安全管理などの観点から候補者の選定を行うこととするが、指名候補者数の確保が実際上困難である場合には、指名予定数の1.5倍の範囲で選定することとし、無理な業者選定を行わないようルール化を図ること。

また、小規模工事で施工場所に近接する発注機関の管轄外の市町村に履行可能な事業者が存する場合は、指名選考の対象とするよう検討すること。

4 共同企業体の運用基準の見直しについて

共同企業体については、定期監査報告において、受注機会の配分との誤解を招くような共同企業体が存在することなどの問題点が指摘されていることを踏まえ、共同企業体の運用基準の見直しにあたっては、特に経常建設共同企業体の活用の目的や構成などを明確にすること。

5 指名基準における受注意欲の把握について

事業者の受注意欲を踏まえて指名選考を行うことは、競争性の向上や良質な完成品の確保につながることから、受注意欲を活用する場合には、手続の簡素化などに配慮しながら、効率的かつ効果的に事業者の意向を把握できる手法を検討すること。

6 指名選考委員会における相互立会の廃止について

指名選考委員会の透明性などを高めるため、支庁及び土木現業所の指名選考委員会に相互の機関から立会することとしたものであるが、入札制度改善行動計画の実施等に伴い、使命を終えたものと考えられることから、相互立会を廃止すること。

7 入札契約総合管理システムの活用について

入札契約に係るデータ等を総合的に管理するシステムを平成13年度に整備し、14年度から運用することとしているが、このシステムの構築にあたっては、入札参加資格者及び格付け等の情報をインターネットにより公表するなど、事業者にとっても利便性が図られるよう十分検討すること。